

東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスの早期完了対策に関する説明会の質疑応答について(2019年11月6日)

説明会において、受領したご意見・質問等と回答となります。
募集プロセスに関連したものとのみ掲載しております。

項番	意見・質問等	回答
1	説明会資料P.17について、①～③の部分で辞退者が発生した場合に原則として、工事内容を見直さないこととされているため、負担可能上限額の申告に際して、再接続検討回答書で示されている①～③の全てを随う対策工事費の総額を負担可能上限額として申告すれば、それを超過することはないという理解で良いか。	ご理解の通りである。 ※ ただし、項番17に記載のとおり辞退者の発生による一般負担の上限額超過分も加味する必要がある。
2	説明会資料P.24とP.25について、辞退者が発生したときP.24では優先系統連系希望者の総出力が390万kWから360万kWに減少し、P.25では250万kWに減少している。この場合、優先系統連系希望者の総出力が減少したことで、一般負担単価は少し増加するのではないかと考えたが、そのような理解で良いか。つまり、緑の線で囲まれた部分の高さが、辞退者発生に伴い優先系統連系希望者全体の容量が減少すると、当初より高くなるという理解をしたが正しいか。また、この一般負担単価は都度算出し直すということによいか。	ご認識の通り、優先系統連系希望者の連系量が減少すれば、一般負担単価が増加するというイメージで良い。ただし、一般負担の上限額は地熱等を除き4.1万円/KWと決まっているため、その値まで増加させることができるということになる。一般負担単価については、費用負担の再算定の際に、都度、算出しなおす。また、補足として、第2集団が連系したときに仕上がりとなるため、その段階で最終的に調整される。P24の例であれば、第1集団は360万kWで契約させていただくが、その後、30万kWになるとは限らないが、残りの空容量部分に第2集団が繰り上がった段階で調整することになる。
3-1	工事費負担金補償契約に連系承諾の期限が記載されていないが、みなし認定がまだ完了していないので、プロセス完了後6か月以内に契約を結ぶかどうかということが心配である。確実にプロセス完了後6か月以内に接続契約が締結できるのか。	【東北電力株式会社より回答】 みなし認定の場合は改めて事業計画の認定を取ってもらうことになるが、6か月以内で接続契約を締結できるように協議や調整させていただくものの、変更等があれば、締結できない可能性はある。
3-2	プロセス完了後、6か月以内に接続契約が締結できなければIDが消失して接続契約が結ばなくなってしまうと思うが、その場合、入金した保証金、あるいは工事費負担金を入金していればそれは返金していただけるのか。	【東北電力株式会社より回答】 認定が取れなかった場合について、返金等の手当ては今のルール上、対応しない。
4	プロセス完了後の実際の工事費負担金の支払いの段階において、まずは入札対象工事のみの支払いとなるのか。具体的な工事費負担金の支払うタイミングと支払う中身についてどのようになるのか教えていただきたい。	【東北電力株式会社より回答】 支払うタイミングの考え方について、仮に予定どおり進捗し、本年12月末に募集プロセスが完了した場合、翌年1月に系統連系申込をいただき、約6か月後の翌年7月頃を目途に工事費負担金を請求させていただく予定である。これ以上については、中身も含めて改めて確認をさせていただきたい。
5	第1集団の中で辞退者が発生したが、第1集団だけで入札対象工事費が随って部分完了となった場合、第1集団だけで接続契約を結んで、その事業者たちが工事費負担金を支払って、第2集団の募集プロセス完了は待たずして、入札対象工事が始まるという認識で良いか。	ご認識の通りである。
6-1	説明会資料P.32※4について、負担可能上限額の申告にあたり、仮に0円で申告しても、入札対象工事の減額補正がkWあたり1円でも発生する状況であれば、負担可能上限額は超過しないという理解で良いか。また、辞退者が発生しても、残った優先系統連系希望者の入札負担金と一般負担額の合計が1,542億円以上となれば減額補正は0円以上になるという理解で良いか。	負担可能上限額は、入札対象工事を除いた工事費負担金に対して負担可能な上限額を記載していただくことになるため、仮に0円と記載された場合、その他供給設備工事や電源線工事に少しでも工事費負担金が必要な場合、入札対象工事の減額補正がなければ負担可能上限額を超過する。一方で入札対象工事の減額補正があれば、その減額補正額を負担可能上限額に乗せて、負担可否を判断するようなイメージをしていただければ良い。
6-2	説明会資料P17でいえば、緑の網掛け部分にあたる当該案件の連系するローカル系統工事の金額を書いておけば、問題ないということか。	ご認識のとおりであり、例えばP.17の②の事業者の場合、緑の網掛け部分の工事費を全額負担するような負担可能上限額を申告すれば、仮に③の事業者が抜けても、この事業者が全て負担することになるため負担可能上限額を超過することはない。 ※ ただし、項番17に記載のとおり辞退者の発生による一般負担の上限額超過分も加味する必要がある。
7	第1集団で負担可能上限額を超過した場合、一旦、第2集団になると思うが、繰り上がりで優先系統連系希望者とならずに募集プロセスが完了となった場合、第1次保証金は返金されるのか。	非優先系統連系希望者のまま募集プロセスが完了した場合、募集要領に基づき第1次保証金は返金されることになる。第1集団で負担可能上限額を超過して第2集団の非優先系統連系希望者となり、そのまま繰り上がりせずに募集プロセスが完了すれば、その場合は非優先系統連系希望者のまま募集プロセスが完了することになるため、同様に第1次保証金は返金されることになる。
8-1	工事費負担金補償契約について、仮に他事業者に辞退が発生した場合、その時点で金額は修正された上で改めて提示されるという理解で良いか。また、工事費負担金補償契約締結の際に一部の事業者が契約をしなかったといった場合、契約を締結した後に改めて修正という形で契約の巻き直しをするようになるのか。	第1集団で辞退者が発生した場合は費用負担の再算定を行うため、それに伴い工事費負担金補償契約についても見直し、提示させていただく。また、第1集団であれば、説明会資料P.28のフローの中段右側にある「補償契約を締結しない事業者有り」の部分にあり、この場合、第1集団の中で工事費負担金の再算定を行う。
8-2	全事業者が同時に工事費負担金補償契約を締結するわけではないため、契約済みの事業者の工事費負担金補償契約はリバイスするということが良いか。	その通りである。辞退者が発生すれば工事費負担金を再算定するため、改めて工事費負担金補償契約を提示し、結び直していただく。
9-1	説明会資料P.17について、例えば1社が辞退した場合、残った2社の負担は出力の按分ということで良いか。さらに、残った2社のうち1社が負担可能上限額を超過すると、結局は最後に残った1社が全ての工事費を負担できる負担可能上限額を申告しておかなければ、その事業者は第1集団に残らないということか。	工事費負担金の再算定について、共通部分に関しては容量按分負担になる。また、共同負担する設備が2社で負担する設備であり、その2社のうち1社が抜けた場合にも負担可能上限額を超過しないようにするためには、当該設備の工事費全額を負担する前提で負担可能上限額を申告いただく必要がある。 ※ ただし、項番17に記載のとおり辞退者の発生による一般負担の上限額超過分も加味する必要がある。
9-2	多数の事業者が辞退した場合、その部分の設備は過大なスペックになると思うが、その点については見直されるのか。	今回はプロセスの早期完了のために、原則としては見直さないというようにしているが、プロセス完了後は状況次第で見直す場合もある。なお、基本的に無駄になる設備は作らない。実際の工事の段階で過剰なスペックであれば見直すということはあるかと思う。
9-3	そのローカル系統に連系する第2集団の事業者がいない場合、そのローカル系統の整備は行われぬという理解で良いか。	連系する事業者がいない場合は、そのローカル系統の整備は行われぬ。
9-4	ローカル系統に単独接続の場合、再接続検討回答書の金額を負担可能上限額として申告すれば超過することはないという理解で良いか。	ご認識の通りで、単独連系の場合、その部分の工事しかなければ、その部分の概算工事費の総額を申告いただければそれを超過することはない。 ※ ただし、項番17に記載のとおり辞退者の発生による一般負担の上限額超過分も加味する必要がある。
10	説明会資料P.16の⑦に単独で負担と記載があるが、この場合は単独のため自分が辞退しない限り辞退者が発生しないため再接続検討回答書に記載の電源線工事、その他供給設備工事の工事費負担金額を負担可能上限額として記載しておけば超過することはないという理解で良いか。	単独の場合はその金額を記載いただければ、それを超過することはない。 ※ ただし、項番17に記載のとおり辞退者の発生による一般負担の上限額超過分も加味する必要がある。
11	費用負担の3年ルールについて、募集プロセス完了後3年以内に連系を希望する事業者があれば、工事費負担金が同等分徴収されるかと思うが、その場合、本募集プロセスの連系事業者に対して、広く分配されるという認識で良いか。	ご認識の通り。

項番	意見・質問等	回答
12-1	今回の早期完了対策で辞退者が発生した場合、残った第1集団が暫定的に費用を負担する構図になっているが、この費用はいつ支払う必要があるのか、いつ返金されるのか、必ず全額返金されるのか。例えば、第2集団が完了しても連系容量が389万kWに満たない場合、第1集団が暫定負担している費用はどのような取扱いになるか確認したい。	支払う時期について、第1集団が部分完了して契約申込に進み、工事費負担金契約締結後に支払っていただく。返金額については、第2集団でどの程度の容量が連系されるかによるため、現時点では辞退者発生による増分が必ず返金されるとは言えない。返金される時期についても第2集団のプロセスがいつ完了するの次第であるため、第2集団が完了して、第2集団から工事費負担金が支払われた時点で返金されることになる。
12-2	第2集団が連系後に連系容量が389万kWに満たない場合、全額返金されないということになるのか。	全額返金されないというよりも、第2集団が連系し終わった段階の仕上がりで工事費負担金を再算定して、差額分を第1集団の事業者に戻すということになる。当初の389万kWと同じ負担金額となるのかは現時点では分からない。
13	工事費負担金の支払いスケジュールについて、本年12月末に募集プロセス完了、翌年1月に契約申込、翌年7月に工事費負担金の支払いの請求がくるということだが、その支払いというのは工事費負担金全額ということになるのか。	【東北電力株式会社より回答】 負担金の支払いについては前払い一括が原則である。ただし、昨年12月に広域機関が示した考え方に基づいて、工事工程単位（調査工事、本体工事）に分けて、分割支払いの協議に応じさせていただく。他の事業者と共用する部分の工事については分割払いによる影響が出ない範囲で協議をさせていただく。また、設備を他の事業者と共用しない電源線工事等の分割払いは2社間の契約の中で分割協議に応じる。設備を他の事業者と共用する入札対象工事やその他供給設備工事等の分割払いは金融機関の債務保証等を求めることを考えている。
14-1	減額補正について、説明会資料P.24でこのままいけば全額一般負担の範囲内で実質入札負担金が0円になると思うが、その場合、工事費負担金契約に反映されてそれを支払えば良いという認識で良いか。	説明会資料P24は実際の入札状況を表したものでなく、減額補正についてはどのような連系状況になるか次第である。それが全額一般負担になるかどうかについては、今のところ申し上げることはできない。また、ご認識の通り、減額補正に関しては工事費負担金契約時に提示させていただくので、その段階で補正した工事費負担金の額を確認させていただくことになる。
14-2	工事費負担金補償契約の締結時には減額補正されていない状態だと思うが、この補償契約の締結には、例えば残高証明は必要になるのか。	【東北電力株式会社より回答】 この件については検討させていただきたい。 ※ 説明会後確認結果：工事費負担金補償契約締結には残高証明は不要となります。また、事業者の信用力等を分割払いの受け入れ条件とはしない予定です。
14-3	説明会資料P.30の項目4について、第2集団では第1集団とは異なり工事費負担金補償契約は減額補正された条件で行われるという認識で良いか。	第2集団も第1集団と同じように負担可能上限額の負担可否判断において減額補正を考慮するが、工事費負担金補償契約時に減額補正したものを示すものではない。
15	共同負担意思確認の案内とともに示された工事費負担金補償契約（案）について、この金額の考え方を教えていただきたい。	【東北電力株式会社より回答】 今回提示した工事費負担金補償契約（案）の金額について、共用する設備の金額（特定負担と一般負担の合計額）ということで記載しており、共用していない電源線工事の部分については記載していない。
16-1	部分完了した場合には第2集団に移行するが、第2集団の方で空容量の調整がつかない場合、エンドレスで募集プロセスが続くように思われるが、第2集団の状況について事業者は何か知る由はあるのか。いつ募集プロセスが完全完了したのかというの何かアウンスがあるのか。	再接続検討の状況については、都度、広域機関のホームページで公表し、お知らせする形になっているため、知る由がないということはない。
16-2	第2集団の状況を文書で通知していただくことはできないのか。	第2集団で何かが決まったというタイミングではお知らせする。第2集団の決定により第1集団の契約を変更しなければいけないということになれば、それぞれに対して通知させていただくことになる。
16-3	第2集団が連系すれば、第1集団には工事費負担金が返金されることになると思うが、それがどのタイミングなのかをお知らせしていただけないのか。	第1集団では返金されない前提で一旦契約をさせていただくものであり、第2集団による連系がある可能性は高いものの、結果として連系されるかどうかは断定できない。そのため、今の段階ではどのタイミングで工事費負担金が返金されるということとは言えず、随時情報提供させていただくということしか言えない。
17-1	説明会資料P.17について、線の破線で囲った電源線工事とその他供給設備工事について、再接続検討回答書で示された金額を申告すれば負担可能上限額を超過することは無いということであったが、一般負担の上限額超過分もここに加味する必要があるのではないかと。つまり、辞退者が発生し、一般負担の上限額超過分が生じるとその分も追加されるのではないかと。	ご指摘の通りであり、現状では入札対象工事の一般負担単価が一般負担の上限額である4.1万円/kWを下回っているが、仮に辞退者が発生し、入札対象工事の一般負担単価が4.1万円/kWまで至ると、その他供給設備工事の一般負担分が一般負担の上限額を超過して特定負担となる。そのため、入札対象工事以外について、一般負担分も含めた工事費全額を負担可能上限額として申告いただければ負担可能上限額を超過しないが、一般負担を除いた特定負担分だけを負担可能上限額として申告いただくと負担可能上限額を超過する可能性がある。
17-2	線の破線で囲った電源線工事とその他供給設備工事の全額を負担可能上限額として申告しても負担可能上限額を超過することがあるということか。	線の破線で囲った工事の特定負担分だけでなく、一般負担分も含めて全額を申告していただければ、それを越えることはない。すなわち、一般負担分と特定負担分全ての工事費を負担可能上限額として申告していただければ、仮に一般負担の上限額超過分として特定負担となった分も負担いただくことになるため、その場合、負担可能上限額を超過することは無い。
18-1	工事費負担金補償契約について、総額で契約した後、工事費負担金契約の際には減額補正された額で請求されるという考え方で良いか。	ご認識の通りで、工事費負担金補償契約時には減額補正していない段階での契約であるが、募集プロセス完了後の工事費負担金契約時には減額補正をした上で契約をしていただくことになる。
18-2	第2集団で募集プロセスが完了した後、第1集団には返金される金額が算出されると思うが、それはどのような形で返金されるのか、ローカル系統工事に補填されるのか。	【東北電力株式会社より回答】 精算金額の返金方法については、実際に起こった段階で改めて協議させていただく。
19-1	説明会資料P.17の⑦の事業者の場合、再接続検討回答書に記載の金額を申告しても負担可能上限額を超過するという認識で良いか。	説明会資料P17の⑦の事業者の場合、いかにも電源線のように見え、全額特定負担のように誤認してしまい、その金額を申告すれば負担可能上限額を超過しないように捉えられてしまいがちだが、各事業者に回答しているその他供給設備工事だけでなく電源線工事にも一般負担分が含まれている場合がある。そのため、入札対象工事以外は、一般負担の上限額を超過して特定負担となる分を含めて、負担可能上限額を超過するかどうか判定することとなるため、特定負担分と一般負担分を合わせた額で負担可能上限額を申告いただくと負担可能上限額を超過する可能性は無くなることになる。
19-2	辞退者が発生すれば、入札対象工事は一般負担の上限額を超過する可能性が高くなるが、その分は含まなくて良いという認識で良いか。	入札対象工事の部分は入札の中で調整されている。ただし、辞退者が発生すると、一般負担単価が一般負担の上限額である4.1万円/kWまで至る可能性がある。現在は、入札対象工事の一般負担単価が4.1万円/kWを下回っているが、辞退者が発生し入札対象工事の一般負担単価が4.1万円/kWとなれば、それによりその他供給設備工事や電源線工事の一般負担分が特定負担に変わってしまうことになる。
20	工事費負担金補償金額について、広域機関が公表している「電源接続案件募集プロセスの基本的な進め方について」の特記7には「工事完了後における工事費負担金の精算において、工事費負担金補償金額が超過する差額の精算は行わない」と記載がある。これは2017年10月以降に策定された募集要綱が原則対象と書かれているが、時期の違いによる不公平感がある。本募集プロセスにおいて適用する余地はないのか。	「電源接続案件募集プロセスの基本的な進め方について」に記載されているとおり、2017年10月以降に策定した募集要綱にはこのような記載をしているので、そのような対応をさせていただいているが、本募集プロセスについてはこれ以前に募集要綱が策定されたものであり、その募集要綱を前提に応募いただいているため、遡及適用するという考えはない。

項番	意見・質問等	回答
21-1	説明会資料P.19に原則として部分完了した状態で第1集団は第2集団の進捗状況に関係なく進むと理解したが、例えば回答書に示された工期なども第2集団の進捗に関係なく確定するという理解で良いか。	原則その通りであるが、第2集団の進捗次第で見直す可能性はある。第1集団は第2集団の進捗は待たないが、第1集団の早期の連系を阻害しないような状況であれば、見直すことも有り得る。
21-2	例えば説明会資料P19の⑦の事業者の電源線に⑧の事業者が第2集団でいた場合でも、部分完了していれば⑦の電源線の施工主体を自営線に変更したいという協議は東北電力と始められるという理解で良いか。	そのように考えている。
22	説明会資料P.32※4について、「…当該減額補正額も考慮の上、当該優先系統連系希望者が費用負担可能か判断します。」という部分で考慮というのは補正金額が出た際に連絡をいただけるということが良いか。	考慮の上というのは負担可能上限額を超過するかどうかを確認する際に、主宰者側で考慮して上限を超過するかどうかを判断するというだけであり、事業者に連絡するということは考えていない。
23-1	工事費負担金補償契約の手続きについて、工事費負担金補償契約締結の期限というのは工事費負担金の確定日から10営業日以内となっているが、10営業日以内の起算日は、共同負担意思確認の締結である今年の11月29日より前になることはないという理解で良いか。	原則としてはないと考えている。共同負担意思の確認の締結は本年11月29日としているため、そこから起算するということになると考えている。全事業者から共同負担意思を示されて第2次保証金の入金を確認できれば、工事費負担金の確定となり、そこから10営業日ということになる。
23-2	事業者が速やかに第2次保証金を支払うとともに共同負担意思を示し、前倒しで終わってしまった場合でも起算日が待たれるのか。	その場合であっても11月29日を起算日とするものと考えている。
23-3	工事費負担金補償契約の締結というのを10営業日以内に行うというのは、事業者側としては契約書に印を押して東北電力に提出するまでの行為を10営業日以内に行えば良いという理解で良いか。	ご理解の通りである。
23-4	工事費負担金補償契約書の文案をいただいているが、中身に関する照会や協議は本説明会以降、順次メールや電話で東北電力と行って良いか。	【東北電力株式会社より回答】 工事費負担金補償契約の内容については基本的に統一させていただく。内容の確認には応じるが、個別の協議は考えていない。
24	工事費負担金の分割払いについて、工期が12年程度とかなり長期になるということだが、どれくらいの分割の期間を考えているのか。仮に暫定連系を希望していた場合、暫定連系の期間までに支払いを終える必要があるのか。	【東北電力株式会社より回答】 分割払いの考え方は基本的に調査工事と本体工事という区分だけであり、期間については工事の規模によるため、個別に検討や協議をさせていただきたい。暫定連系についても、そのようなニーズがあることを踏まえて検討させていただきたい。
25-1	負担可能上限額について、低い金額で申告して工事費負担金が負担可能上限額を上回ってしまった場合は第2集団となる等、明確なデメリットが示されているが、仮にこの負担可能上限額を非常に高くした場合はデメリットはどのようなことがあるのか。	構築する設備以上の工事費負担金を支払ってもらうことはないが、要した費用全てを支払っていただくということになるため、その点をデメリットと感じるのであればデメリットだと言える。事業性の観点から負担可能な上限額を超える金額を申告した場合、結果的にその上限を超えて負担することになってしまえば、事業としては成り立たないのではないかと考えている。
25-2	入札で提示した金額の合計が工事に必要な金額を超過する場合、超過した分は何かの割合に応じて返還されると記憶しているがどのような仕組みか。	減額補正のことを指しているのであれば、それはあくまでも入札対象工事の話である。負担可能上限額は電源線工事とその他供給設備工事の話であるため、切り分けて考える必要がある。ただし、両方にまたがっている部分として、一般負担の上限額というのが一部地熱等を除いて4.1万円/KWと決まっており、入札対象工事の一般負担単価が、現在は4.1万円/KWを下回っているが、辞退が発生すれば4.1万円/KWまで至る可能性がある。現在4.1万円/KWを下回っている額と4.1万円の差分を一部電源線工事やその他供給設備工事の中の一般負担分に充てている場合があるが、辞退発生により入札対象工事の一般負担分として使い切ってしまうと、その他供給設備工事や電源線工事の一般負担分として充てていた分を特定負担していただかないといけなくなり、工事費全体が負担になる。その他供給設備工事や電源線工事は一般負担分を含めた全額を負担可能上限額として申告いただければ、その額が負担していただく最大となる。
26	説明会資料P.17について、⑦の場合だと1社しか共有していないため、回答を見ると電源線工事とその他供給設備工事の費用が分かるが、例えば②と③の事業者の場合だと2社で負担していることが分かったとしても、電源線工事とその他供給設備工事の総額は回答ではいただけないため、負担可能上限額を事業者自らが推測して書かざるを得ない。可能であれば共有している部分の費用も明示して欲しい。	【東北電力株式会社より回答】 再接続検討回答書の「3. 接続検討結果(3) 概算工事費」に電源線工事とその他供給設備工事の工事費総額を示しており、「(4) 工事費負担金概算」に回答書を受領する事業者が負担する金額を示している。負担可能上限額を決定する際には「(3) 概算工事費」の金額を参考にさせていただきたい。
27	説明会資料P.19について、⑧の事業者について「共用できない可能性がある」と記載されているが、第1集団の進捗次第で共用可能となる可能性もあるという説明だったかと思うが、具体的にどのような局面であれば共用可能なのかを教えてください。契約申込後、工事費負担金契約を締結するまでであれば共用できるのではという推測をしている。	【東北電力株式会社より回答】 具体的なケースは思い付かないところではあるが、第2集団の事業者が第1集団の事業者の電源線に連系するという事は、工事費をシェアする形になるため、第1集団の事業者にとってもメリットがあるとと言える。こういったケースがある場合は第1集団の事業者と第2集団の事業者を含めて連系形態についてご相談させていただくことになると思う。ただし、第1集団の事業者に悪影響があるような場合は望ましく無いため、その都度個別に検討させていただきたい。
28	負担可能上限額について、再接続検討回答書の「(3) 概算工事費」と「(4) 工事費負担金概算」を参考とするよう回答があったが、「(3) b. 電源線工事」と「(3) c. その他供給設備工事」が説明会資料P17の図でいえば②と③が連系している線全体の工事費となり、「(4) 工事費負担金概算」の記載がそのうち②あるいは③といった特定の事業者が負担する金額になっているということなので、「(3) b. 電源線工事」と「(3) c. その他供給設備工事」の合計を書いておけば負担可能上限額を超過しないという理解で良いか。	【東北電力株式会社より回答】 基本的にその通りであるが、その他供給設備工事の中には当該ローカルエリアだけでなく線の破線の全体エリアの事業者が負担いただく工事もある。具体的には、短絡容量対策工事や中性点抵抗器(NR)の更新工事等になるが、そのような工事がその他供給設備工事に含まれているのかどうかを確認していただく必要がある。
29	第1集団で負担可能上限額を超過すれば、一旦、第2集団の非優先系統連系希望者となるということであるが、第2集団となった際の順位は入札負担金単価順ということになるのか。当初の非優先系統連系希望者より上位になると考えて良いか。	昨年11月30日に通知した優先系統連系希望者決定時に系統連系順位が決まっており、第2集団における優先系統連系希望者への繰上げについては、その系統連系順位に基づいて上位の事業者から繰り上げることになる。なお、第1集団で負担可能上限額を超過して第2集団となる事業者は、当初、第1集団にいたことから、第2集団になっても当初の第2集団の事業者よりも上位となる。
30-1	契約申込時に記載する連系希望日について、再接続検討回答書には、暫定連系の工期は工事費負担金の入金後何年とかいう形で示されており、注意事項に冬季間の工事休止期間は含まない、あるいは工期増が見込まれると記載されているが、そのような中で連系希望日はどのように設定すれば良いのか。	【東北電力株式会社より回答】 今回の再接続検討回答書の中で示している工期は、単独で工事を行った場合や冬季の作業実施を前提として提示している。ただし、多くの事業者の工事を一斉に行うことと、当社の施工力を越えることや、冬季間の作業中断等により工期の長期化が予想されることから、現時点では正確な工期をお示しできないため、再接続検討回答書に記載の工期を参考に記載させていただきたい。
30-2	先日の台風による災害を受けて、鉄塔の強度計算が見直されるような報道もあるが、そういった見直しが行われる場合、工事費や工期の大幅な見直しが生じる可能性はあるのか。	国のレジリエンスに関するワーキングで鉄塔が倒れたことについて検証するという報道を見られてのご質問だと思うが、現時点では見直すかどうかとも分からない状況という認識である。仮に大幅に変更する必要が出てくれば、変えなければならないが、現時点では決定されていないため、そのようなことは考えていない。

項番	意見・質問等	回答
31-1	<p>説明会資料P. 30の項目4について、入札額が減額補正されることが見込まれる場合には、当該減額補正額を考慮の上、当該優先系統連系希望者が費用負担可能か判断すると記載されている。例えば、負担可能上限額を10億円と申告し、工事費負担金の再算定の結果が11億円になると、1億円超過したことになり、その場合、減額補正額を考慮しなければ第2集団となるが、ここで仮に減額補正額が2億円相当ある場合、その分を考慮すれば費用負担が可能と判断されるという認識で良いか。</p>	<p>ご理解いただいている通り。今の例の場合、入札対象工事の減額補正が仮に2億円であれば、その分も加味し、12億円を負担可能となるため、11億円の工事費負担金は負担可能であり、負担可能上限額を超過して第2集団となることはない。</p>
31-2	<p>減額補正額というのは具体的に何かというのを確認したい。残った第1集団の平均入札負担金単価なのか、もしくは余った入札金を残った第1集団の容量で割った金額を指すのか確認したい。</p>	<p>募集要領P25に記載しているが、入札負担金と一般負担額の合計が入札対象工事費を超過した分を優先系統連系希望者の合計の容量で一律に減額補正することになる。</p>